

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、国は、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を出し、これを受け、県は、同日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定めました。松田町教育委員会では、幼稚園及び小・中学校で学ぶ園児・児童・生徒の安全、安心を何よりも最優先と考え、5月6日まで松田町立幼稚園及び小・中学校を臨時休業としていました。

この度、国は5月4日の感染症に係る専門家会議及び諮問委員会の見解を踏まえ、緊急事態宣言の期間を、さらに5月31日まで延長することを決定しました。国の決定を受けた県教育委員会からの要請に基づき、学校の臨時休業の期間について、設置者である松田町教育委員会として、さらに5月31日まで延長することとしました。園児・児童・生徒、保護者の皆様には、幼稚園及び小・中学校の臨時休業期間が長期間になり、さまざまな不安を抱えていることと思います。しかし園児・児童・生徒の皆さんを感染のリスクから守るために、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、今が本当に大切な時期であるとの判断であり、ご理解、ご協力をいただきたいと考えております。

国や県教育委員会からの通知では、臨時休業の期間中は、学習課題に係る指導・連絡のため、感染防止対策に万全を期したうえで登校する機会を設けることができることとしています。

特に小・中学校では、学習の遅れが心配されるところですが、お子様には、各学校においてオンラインを活用した学習について指導を行ったうえで、教科の学習課題等をICT機器を使うなどして、家庭学習を進めていただくことが、学校再開後の授業への備えにもつながります。

子どもたちを感染のリスクから守るために、各ご家庭においては、引き続き、お子様の朝晩の体温測定を行っていただくなど、健康管理にご配慮をお願いいたします。また、お子様の学習に対する不安や心の問題など、何かご心配なことがある場合は、各園・学校にご相談いただければ、幼稚園及び小・中学校と松田町教育委員会がしっかりと連携して適切に対応してまいります。

町立幼稚園及び小・中学校に入学した園児・児童・生徒の皆さんの学びを保障することが、幼稚園及び小・中学校と松田町教育委員会の使命です。私たち一人ひとりがこのことを胸に刻み、幼稚園及び小・中学校の臨時休業期間中の学習や教育活動を再開した後の子どもたちの学びについて、全力で取り組んでまいります。

保護者の皆様には、引き続き、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年5月13日
松田町教育委員会